平成２１年（フ）第１１１３１号
東京都大田区池上３丁目22―12―202
債務者　中垣ゆかり（旧姓渡嘉敷）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３２号
東京都大田区南雪谷４丁目１―13―302
債務者　金川　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３３号
東京都北区王子５丁目２―10―505
債務者　三木　京子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３５号
茨城県取手市井野２丁目３―30―201
債務者　福原　秀臣
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３８号
埼玉県新座市栗原１丁目３―26―104
債務者　鈴木めぐみ（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３９号
東京都世田谷区代沢１丁目27―22―102
債務者　金子　素英
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４１号
東京都目黒区東山１丁目30―16　第２塩原荘101
債務者　松田修次郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４２号
埼玉県越谷市大間野町２丁目181　宮本方
債務者　高山命子こと　朴　　命子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４５号
東京都小平市上水南町２丁目３―33―202
債務者　村田　琢哉
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４９号
東京都八王子市大楽寺町619―１―１―103
債務者　里園恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１５２号
東京都練馬区桜台３―14―17―Ｂ―102、住民票上の住所東京都練馬区関町北４丁目２―11
債務者　柳場　容子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１５４号
東京都足立区谷中２丁目23―22―608
債務者　五十嵐純也
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１５６号
茨城県龍ケ崎市長山８丁目３―14―102
債務者　黒澤　　舞
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１５７号
広島県福山市新涯町１丁目23―29
債務者　渡辺　真一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１５９号
神奈川県川崎市高津区下作延１丁目９―８コークヒルズⅡ―101
債務者　熊田　孝幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１６２号
東京都練馬区桜台５丁目19―４―101
債務者　伊藤　忠昭
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部